

令和 8 年 6 月 6 日

## 令和 7 年度 特別の教育課程の実施状況等について

群馬県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
桐生市立黒保根学園	桐生市教育委員会	公立

## 1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の公表 URL
桐生市立 黒保根学園	<a href="https://kiryu.schoolweb.ne.jp/1010134/document">https://kiryu.schoolweb.ne.jp/1010134/document</a>

## 2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学校名	自己評価結果の公表 URL
桐生市立 黒保根学園	<a href="https://kiryu.schoolweb.ne.jp/1010134/download/document/18283079?tm=20260512172633">https://kiryu.schoolweb.ne.jp/1010134/download/document/18283079?tm=20260512172633</a>
	学校関係者評価結果の公表 URL
	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/gakko/shochu/1019637/index.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/gakko/shochu/1019637/index.html</a>

## 3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

## (1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・計画通り実施できている

## (2) 実施状況に関する特記事項

英語教育・国際理解教育を推進し、幼児期からの早期英語教育・外国人英会話講師による幼児期からの一貫した英語教育を実施している。3年、4年において、年間45時間の「英語科」を位置付け、「読むこと」「書くこと」を段階的に取り入れるとともに、全校で西町インターナショナルスクールとの授業交流・稲作を中心とした行事交流等を行っている。また、放課後に英会話教室を実施している。

## (3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している

## &lt;特記事項&gt;

保護者及び地域住民、その他の関係者に、「学校だより」等やHPを通して活動の様子を知らせたり、学校運営協議会で情報共有したりして、活動の成果や課題について協議・評価・改善に取り組んでいる。また、年に1回の学校評価において、児童生徒及び保護者の評価を行っている。

#### 4. 実施の効果及び課題

##### (1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、令和4年度より義務教育学校として開校した黒保根学園において、「英語教育・国際理解教育の推進」を教育の特徴の一つとして掲げ、9年間を見通した教育課程を編成する上で、3・4年生に、年間45時間の「英語科」を位置付け実施しているものである。また、姉妹校の西町インターナショナルスクールとの交流を行うことで、特色ある教育を系統的に実施している。年数回行われるインターナショナルスクールとの交流活動では、児童生徒が積極的にコミュニケーションをとる姿が見られている。年1回の学校評価では、外国語活動、英語科、英会話の学習について、およそ86%の児童生徒が活動に意欲的に取り組んでいると回答しており、授業でも英語に慣れ親しみ、積極的に発話する姿が見られている。また、およそ72%の保護者が、子どもが意欲的に取り組んでいると回答している。このことについて、児童生徒の意欲は高い状況が続いているが、子どもの意欲に対する保護者の好意的回答についても昨年度の58%から14ポイントの上昇が見られた。今後さらに、保護者や地域の方に、オープンスクール等で、英語科等の授業を公開し、学校の英語教育のよさや児童生徒の成長を伝える機会を増やすとともに、どのような成果を期待しているかについて把握し、さらなる改善を図る必要があると考える。

##### (2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

黒保根学園は、教育理念に「黒保根から世界を見つめ、世界へ羽ばたく人材を」を掲げ、少人数のよさを生かした教育活動を編成し、「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成を目指している。その一つの取組として、上記(1)に加え、保育園から英語に慣れ親しみ、小1からの外国語活動を実施するなど、早期から一貫した英語教育・国際理解教育に取り組んでいる。また、黒保根地区に大きく貢献した歴史的人物と深く関わる西町インターナショナルスクールとの交流は、地域理解学習との関わりをもたせながら実施している。さらに、教育課程の余剰時間を活用し、外国人英語講師による英会話を行っている。このような学校と地域の協働的な取組を通して、児童生徒が、英語教育・国際理解教育に求められる資質・能力を身に付け、コミュニケーション能力を高めることを目指している。これらは、学校教育法の第21条第3項の目標の実現に向けた取組となっている。

#### 5. 課題の改善のための取組の方向性

黒保根学園における「英語教育・国際理解教育の推進」について、保護者や地域住民により成果を感じていただくため、学校だよりやHPでの発信に加え、オープンスクールで授業を参観していただく等、より具体的な発信を継続して行っていく。また、学校運営協議会等で、教育活動の評価について、どのような成果を期待しているかを協議したり、アンケートで把握したりして、さらなる改善を図り、児童生徒の資質・能力の向上と教育活動の改善・充実に繋がりたいと考える。